平成28年

○国立大学法人東京学芸大学運営費交付金に関する取扱要項の一部を改正する要項について

改正理由

特別経費の名称変更に伴い，所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学運営費交付金に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成28年10月20日

国立大学法人東京学芸大学長

出　口　利　定

国立大学法人東京学芸大学運営費交付金に関する取扱要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学運営費交付金に関する取扱要項（平成23年１月５日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学運営費交付金に関する取扱要項の一部改正

改正理由：特別経費の名称変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （使途の特定） 第３条　運営費交付金の使途については，次の各号の順により特定するものとする。 (1) 機能強化経費及び特殊要因経費 (2) (1)以外で業務達成基準の適用を受けた業務 (3) 人件費（非常勤講師，非常勤職員，特任教員，外国人教師及び外国人研究員に係る人件費並びに外部資金（受託研究等収入，受託事業等収入，寄附金収入及び補助金等収入をいう。）及び目的積立金によるものを除く。） 〔省略〕 附　則 この要項は，平成28年10月20日から施行し，平成28年４月１日から適用する。	〔省略〕 （使途の特定） 第３条　運営費交付金の使途については，次の各号の順により特定するものとする。 (1) 特別経費及び特殊要因経費 (2) (1)以外で業務達成基準の適用を受けた業務 (3) 人件費（非常勤講師，非常勤職員，特任教員，外国人教師及び外国人研究員に係る人件費並びに外部資金（受託研究等収入，受託事業等収入，寄附金収入及び補助金等収入という。以下同じ。）及び目的積立金によるものを除く。） 〔省略〕